

宮城県中小企業団体中央会 コンプライアンス基本方針

はじめに

今日、企業や各種団体等に対する社会的責任や公共的使命を要請する機運が高まっています。宮城県中小企業団体中央会もそれに応えるために、役職員の一人ひとり、法令や社会的規範を遵守し、事業活動を行うことが重要であるとの認識が必要です。

また、そのような業務姿勢こそが、明るい職場と会員組合等との健全な信頼関係を築き、県内中小企業組合の支援業務を通して社会の発展に貢献していくことにもつながり、社会から高い信頼と評価を得ることができると考えています。

ここに掲げるコンプライアンス基本方針は、すべての役職員が守らなければならない基本原則です。私の目指すところは、公正かつ適切な組織運営を実現し、中央会に与えられた社会的責任を果たしていくことです。

私たちの主力事業である中小企業組合等の支援業務は、公共性が高く、中央会は唯一の組合支援専門機関として永く受け継がれるべきものであり、役職員が会員組合等に高品質なサービスを提供する責任は非常に重大です。

今回、ここに、宮城県中小企業団体中央会のコンプライアンス基本方針を作成するにあたり、私たちは、等しく誠心誠意、基本方針及び業務に関する法令・ルールを遵守し、より一層倫理的な組織文化を構築していくことを宣言します。

令和元年12月17日

宮城県中小企業団体中央会

1 目的と基本姿勢

このコンプライアンス基本方針は、本会の業務を遂行する上で、特に重要と思われる問題に関して注意を要する事項をまとめたものです。したがって、これは、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的な考え方を示したものです。

2 基本方針

- (1) 本会業務活動のあらゆる場面で、関係法令を厳格に遵守します。
- (2) 知識の研鑽を図り、中小企業の振興、組織化促進と連携強化に取り組みます。
- (3) すべての人々が安心を得られるような組織運営を行います。
- (4) 職員一人ひとりを公正、公平に評価し、働き甲斐のある職場環境を実現します。
- (5) 循環型社会の形成を目指し、地球環境の保全に努めます。
- (6) 政治、行政等との健全かつ透明性の高い関係を構築します。
- (7) 反社会的勢力を排除し、不法行為及び不当要求行為を断固拒否します。
- (8) 地域社会の一員として、社会貢献活動に積極的に取り組みます。
- (9) 関係機関、会員組合等に対し、適時適切に組織情報を開示します。
- (10) 本基本方針を尊重して事業活動に取り組むとともに、本基本方針に反する事態が発生した場合には、原因究明と再発防止に努めます。

3 違反者に対する措置

このコンプライアンス基本方針に違反した者や違反行為を放置した者については就業規則に基づき処分します。